

岡山県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要綱

知 事 通 知

制 定 平成13年 8月27日付け組第 297号

最終改正 令和 3年 4月 1日付け組第 69号

(趣旨)

第1条 知事は、農業経営の改善を積極的に進めようとする農業者の既往債務の負担の軽減を図り、効率的かつ安定的な経営体の育成に資するため、農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月20日付け16経営第8953号農林水産省経営局長通知）第2に規定する農業経営負担軽減支援資金（以下「本資金」という。）を貸し付ける同ガイドライン第2の3に掲げる融資機関（以下「融資機関」という。）に対し、利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）、岡山県農業経営負担軽減支援資金実施要綱（平成13年8月27日付け組第297号。以下「実施要綱」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(利子補給率)

第2条 前条の利子補給の対象となる本資金の利子補給率は、実施要綱第2の6の(2)とする。

(利子補給契約書)

第3条 第1条の利子補給は、知事が当該融資機関との間に締結する利子補給契約書（様式第1号）に基づいて行うものとする。

(利子補給金の額)

第4条 第1条の規定により交付する利子補給金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間における本資金の融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和を年間の日数（365日）で除して得た額をいう。）に対し、第2条に規定する利子補給率を乗じて得た額とする。

(利子補給金の交付申請)

第5条 融資機関は、利子補給金の交付を受けようとするときは、利子補給金交付申請書（様式第2号）に農業経営負担軽減支援資金利子補給金計算明細書（様式第3号）を添えて、翌年の1月末日までに正副2部を知事に提出しなければならない。

(利子補給金の交付)

第6条 知事は、融資機関から前条の申請書を受理した場合において、適正であると認めるときは、当該申請書を受理した日の属する月の翌月中に利子補給金を支払うものとする。

(利子補給金の打ち切り等)

第7条 知事は、利子補給に係る本資金について、次の場合は、これ以降融資機関に対し、当該借受者への貸付けに係る利子補給金を打ち切るものとする。

(1) 借受者の経営改善計画の実行が困難と認められた場合

- (2) 借受者の経営改善計画に不実記載が認められた場合
- (3) 借受者が借入れを辞退した場合
- (4) 借受者がその借入金を目的以外の目的に使用した場合
- (5) 借受者が農業経営を中止した場合

2 知事は、融資機関の責めに帰すべき事由により融資機関がこの要綱又は第3条の規定により締結する契約に違反したときは、融資機関に対する利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

(報告の徴収等)

第8条 融資機関は、知事が当該融資機関の行った第1条の利子補給に係る本資金の融資に関し報告を求めた場合又はその職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

(帳簿等の保存年限)

第9条 融資機関は、利子補給に係る帳簿及び証拠書類を当該利子補給事業完了後5年間保存しなければならない。

(書類の経由)

第10条 この要綱に基づき知事に提出する書類は、所轄県民局長を経由しなければならない。

附 則 (平成13年8月27日付け組第297号)

この要綱は、平成13年9月1日から施行する。

附 則 (平成14年8月1日付け組第222号)

この要綱は、平成14年8月1日から施行する。

附 則 (平成17年5月27日付け組第88号)

この要綱は、平成17年5月27日から施行し、改正後の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年3月15日付け組第433号)

1 この要綱は、平成24年3月15日から適用する。

2 この要綱の適用日前の利子補給承認に係る融資分については、なお従前のおりとする。

附 則 (平成24年10月4日付け組第239号)

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日付け組第31号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日付け組第69号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。